

沖縄県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金(障害分)交付要綱

(趣旨)

第1条 沖縄県が交付する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(障害分)に係る障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金(以下「慰労金」という。)については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(障害分)実施要綱」(令和2年6月25日付け障発0625第2号)及び「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護・福祉分)交付要綱」(令和2年6月30日付け厚生労働省発子第0630第2号・発障0630第1号・発老0630第1号)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員(以下「従事者」という。)は、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと、継続して提供することが必要な業務であること及び障害福祉サービス施設・事業所等での集団感染の発生状況を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を給付する。

(慰労金の給付対象)

第3条 慰労金の対象者及び金額は、国が定めた実施要綱3の(4)に基づき、別表のとおりとする。

(慰労金の申請)

第4条 慰労金の給付を受けようとする場合、事業者が従事者等から委任を受けて代理申請・受領を行い、事業者から従事者等に給付するものとする。従事者等から委任を受けて代理申請をしようとする者は、交付申請書(様式第1号)を次条で定める日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、すでに対象施設・事業所等を退職した場合、慰労金(障害分)個人用申請書(様式第1号)により、当該個人が知事に対し申請しなければならない。

(申請の受付開始日および期限)

第5条 慰労金の申請受付開始日は、知事が別に定める日とする。

2 慰労金の申請は、令和3年5月末日までに行わなければならない。

(給付の決定及び支払い)

第6条 知事は、第4条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、適当と認めたときは、慰労金の給付を決定するものとし、申請者に交付決定通知書(様式第2号)により通知するとともに、慰労金を給付する。

(慰労金の支給等に関する周知等)

第7条 知事は、沖縄県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金(障害分)交付事業の実施に当たり、事業の概要について、ホームページその他の方法により事業者等及び従事者等への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 知事は、前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、第5条に定める申請の期限までに第4条の規定による申請が行われなかった場合は、原則として、給付対象者が慰労金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が第7条の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能があり、県が確認等を努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、かつ、申請日から2か月後の末日又は令和3年6月末日のいずれか早い日までに給付対象者の責に帰すべき事由により給付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 知事は、次の各号に該当する者に対しては、慰労金の返還を求めるととする。

- (1) 慰労金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者
- (2) 偽りその他不正の手段により慰労金の給付を受けた者
- (3) 複数の機関から慰労金の給付を受けた者

2 知事は、交付すべき額の決定をした場合において、既にその額を超えて交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前2項の交付金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納金額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(実績報告)

第10条 代理申請・受領を行った障害福祉サービス施設・事業所等は、委任を受けた給付対象者に慰労金の支給が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業所・施設別実績額一覧(様式1)
- (2) コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(障害分)に関する事業完了報告書(事業所単位)(様式2)
- (2) 障害福祉慰労金受給職員表(法人単位)(様式3)
- (3) 慰労金を職員等に対して給付した事実を示す書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

(受給権の譲渡又は担保の禁止等)

第 11 条 慰労金の給付を受ける権利は、令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律（令和 2 年法律第 27 号）に基づき、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが禁止され、支給を受けた金銭についても、差し押さえることを禁止されている。

2 慰労金は、所得税法（昭和 40 年法第 33 号）の非課税規定に基づき、非課税所得に該当する。

(給付金の経理)

第 12 条 障害福祉サービス施設・事業所等は、交付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の決定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱の実施のために必要な事項は、子ども生活福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 8 月 12 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに支給をした慰労金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表

事業	区分	支給額
新型コロナウイルス感染症緊急 包括支援事業 （障害分）にお ける障害福祉サ ービス施設・事 業所等に勤務す る職員に対する 慰労金の支給事 業	利用者に新型コロナウイルス感染症が発生 又は濃厚接触者である利用者に対応した障 害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職 員	1人につき20万円
	上記以外の職員	1人につき5万円

※ 本県で新型コロナウイルス感染症患者第1例目の発生日（令和2年2月14日）から令和2年6月30日までの間に延べ10日以上勤務した者